入札公告

次のとおり競争入札に付します。

令和7年5月14日

日本司法支援センター 理事長 丸 島 俊 介

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 RPA に係るシナリオ作成・運用保守等業務及びライセンス購入一式
- (2) 仕 様 等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履 行 場 所 日本司法支援センターが指定する場所
- (4) 履 行 期 間 入札説明書及び仕様書による

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な 同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」 又は「役務の提供等」においてA、B、C又はDの等級に格付けされた資格を 有する者であること。
- (4) 仕様書第 10 の 2 「公的な資格及び認証等」に掲げる条件を満たす者であること。
- (5) 入札公告日から起算して過去6か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、 競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、 契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確 定している場合を除く。

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係(木村) 電話 050-3381-1573

4 入札説明書等の配布期間及び配布場所

入札公告日から令和7年6月11日(水) 上記3の場所及び当センターホームページ上

5 入札説明会の日時及び場所

入札説明会は実施しない

6 資料等の閲覧期間及び閲覧場所

閲覧期間:令和7年5月15日(木)から同年6月3日(火)

10時00分から12時00分及び13時00分から17時00分

閲覧場所:上記3の場所

閲覧手続:仕様書第13の資料の閲覧を希望する者は、事前(閲覧希望日の前日

まで)に上記3の担当者に連絡の上、日時、閲覧人数等の調整を行うこと。また、別添の機密保持誓約書を作成し、閲覧当日までに担当者に提出するとともに、資料から知り得た内容について外部に漏えいし

ないよう十分な注意を払うこと。

7 入札書の提出期限及び提出場所

令和7年6月11日(水)12時00分 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係

8 開札の日時及び場所

令和7年6月11日(水)14時00分 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 日本司法支援センター本部 会議室

9 入札方式

最低価格落札方式

10 入札保証金及び契約保証金

納付を免除する。

11 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

12 契約書作成の要否

要

13 その他

- (1) 詳細は、入札説明書等による。
- (2) 本公告期間中に公告内容に変更が生じた場合又は本公告を取り消す場合は、上記3の場所及び当センターホームページ上において公告する。

RPAに係るシナリオ作成・運用保守等業務及びライセンス購入一式

期	日		業務内容	備考
5月14日	水		入札公告 ※法テラスホームページに掲出 本部南側入口掲示板に掲示	
			入札説明会(実施しない)	
5月22日	木	17:00	質問書提出期限	
5月27日	火	17:00	質問書回答期限	
6月3日	火	17:00	履行確約書等提出期限	
6月6日	金	17:00	入札参加合否通知期限	
6月11日	水	12:00	入札書提出期限	
6月11日	水	14:00	開札·落札者決定	本部会議室

入 札 説 明 書

日本司法支援センター

入札に参加する者は、入札公告、別添契約書案及び本書記載事項等を熟知の上、入 札すること。

1 入 札 事 項 RPAに係るシナリオ作成・運用保守等業務及びライセンス 購入一式

2 仕 様 別添仕様書のとおり

3 入札書提出期限 **令和7年6月11日(水)12時00分** 及び提出場所 **日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係**

〒164−8721

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

4 開札日時及び場所 **令和7年6月11日(水)14時00分 日本司法支援センター本部 会議室**

T 164-8721

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階

5 契 約 予 定 日 **令和7年6月11日(水)**

6 履 行 期 間 別添仕様書のとおり

7 参 加 資 格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同 意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」又は「役務の提供等」においてA、B、C又はDの等級に格付けされた資格を有する者であること。
- (4) **仕様書第 10 の 2 「公的な資格及び認証等」**に掲げる条件を満たす者であること。
- (5) 入札公告日から起算して過去6か月以内に、法人又は法人の役員が、贈賄、競売等妨害又は談合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反等、契約に関する行為により公訴を提起されていないこと。ただし、無罪判決が確定している場合を除く。
- 8 入札参加条件

入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、以下に掲げる書類を準備し、下記の提出期限までに指定の場所に持参(土日祝日並びに12月29日から1月3日までを除く毎日、10時から17時まで)、郵送等(書留郵便等に限る。提出期間内必着)又は電子メールにより提出すること。提出された書類に基づく当センターの審査に合格することを入札参加条件とする。

電子メールで提出する場合のメールの表題は、「【入札書類提出】RPAに係るシナリオ作成・運用保守等業務及びライセンス購入一式 〇〇社」とすること。

なお、競争参加資格に係る審査結果については、**令和7年6月6日(金)17時**までにFAX又は電子メールにより通知するので、審査に合格していることを確認の上、上記3の提出期限までに入札書を提出し、入札に参加すること。

- (4) 本件仕様書に基づいた「定価ベースによる価格証明書」・・・・・・・・1 部表題は「価格証明書」とし、積算根拠を明確かつ詳細に記載したもの(業務の内容、規格、単価及び数量を詳細に記載すること。)で、本件仕様書に基づき業務を行った場合の定価ベースによる総額を積算し、入札者が署名又は記名押印を行うこと(値引き等を考慮せず、入札価格そのものを証明するものではないことに留意すること。)。
- (5) 「暴力団排除に関する誓約書」 (別添書式による) …… 1 部
- (6) 仕様書第 10 の 2 「公的な資格及び認証等」に掲げる条件を満たす者であることを証する書面の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

提 出 期 限 令和7年6月3日(火)17時00分

提出場所 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係

〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2 ハーモニータワー8階

電 話 番 号:050-3381-1573

E-mail: keiyaku@houterasu.or.jp

※ 書類提出時に添付の「競争入札参加資格審査申請提出書類チェックリスト」により内容 を確認の上、提出すること。

9 入札の方法等

- (1) 入札の方法
 - アー入札金額は、総価で記入し、金額の冒頭に¥記号を記載すること。
 - イ 落札後における契約締結に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)。
 - ウ 落札者は、落札決定後速やかに当該落札に係る入札書の金額の内訳(上記8(4)の価格証明書書式と同様書式で可。)を作成の上、書面により提出すること。
- (2) 入札書の提出方法
 - ア 入札書を持参又は郵送等により提出すること。なお、競争参加資格に係る審査に合格した者であっても、上記3の提出期限までに入札書の提出がなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。

- イ 入札書は所定の用紙を使用すること。
- ウ 入札書の日付は、入札書作成日付を記載すること(開札日の日付ではないことに留意すること。)。
- エ 入札書を持参して提出する場合は、封筒に入れて密封し、その封筒の表に氏名 (法人の場合はその名称又は商号)及び「RPAに係るシナリオ作成・運用保守等業務及びライセンス購入一式の入札書在中」と朱書きすること。

郵送等により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「RPAIに係るシナリオ 作成・運用保守等業務及びライセンス購入一式の入札書在中」の旨朱書きし、 中封筒には、持参して提出する場合と同様に氏名等を朱書きすること。なお、 郵送等による場合は、誤配等があった場合のため、発送日時が調査可能な方法 (例えば書留郵便)を利用すること。

- オ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。なお、提出前の入札書の記載事項(金額、数量及び単価は除く。)を訂正するときは、当該訂正部分を二重線で訂正し、当該訂正部分に押印すること。
- カ 入札者本人(法人の場合は代表者)が入札するときは、入札書には、当該本 人が署名・記名及び押印すること。入札者本人(法人の場合は代表者)以外の 者が入札するときは、入札者本人(法人の場合は代表者)から本件入札に関す る代理権限を付与された委任状を添付し、入札書には、代理人が署名又は記名 押印すること。なお、担当者の氏名及び連絡先を記載した場合は、押印省略可 とする。
- (3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- ア 入札参加資格のない入札者による入札
- イ 入札物件名、入札金額、入札実行者名の確認ができないもの
- ウ 入札金額、数量及び単価が訂正されているもの
- エ 入札書に日付のないもの又は日付に誤りがあるもの
- オ 入札書に入札実行者の署名又は記名のないもの
- カ 入札書記載の入札金額(総額)の算出過程に誤りがあるもの
- キ 暴力団排除に関する誓約書を提出しない場合及び誓約書に反することとなった場合
- ク 複数者の入札者の代理をした者により提出されたもの
- ケ その他入札に関する条件に違反したもの

10 開札

- (1) 開札は、入札実行者の面前で行う。
- (2) 入札場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札場から退去させる。 ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者
- (3) 本件入札に関し、競争参加者が相連合し、又は不穏な挙動をするなどの場合で、競争入札を公正に執行することができないと認めたときは、入札の執行を中止する。
- (4) 入札場への入場は、入札事業者1社につき1名とする。

11 落札者の決定

(1) 上記8の提出書類の審査に合格し、かつ、有効な入札書を提出した入札者で

あって、予定価格の制限の範囲内で**最低の価格**をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、引き続き再度の入札を行うことがあるので、あらかじめ複数枚の入札書用紙を準備すること。

なお、欠席又は開札時刻に遅れた者は、再度入札参加資格を失うものとする。

- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」により落札者を決定する。なお、入札実行者が「くじ」を引くことができないときは、入札執行事務に関係のないセンター職員が「くじ」を引くものとする。
- (4) 本件調達が、日本司法支援センター契約事務取扱細則第17条第1項に定める契約(予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約)となる場合において、入札書に記載された金額に消費税相当分を加算した金額が予定価格の制限の範囲内であったとしても、予定価格の60%を下回る金額であったときは、落札決定を留保した上で所要の調査を行うこととする。その結果、当該金額によって契約の本旨に沿った履行が可能と判断できない場合は、落札者としない場合がある。

また、当該金額が公正な取引を害するおそれがあると判断した場合は、競争参加資格を取り消す場合がある。

12 契約書の作成

競争入札を実施し、契約の相手方が決定したときは、上記5の契約予定日付けで 別添様式による契約書を取り交わすものとする。

13 質問書の提出

仕様に関して質問がある場合は、後記質問書提出期限までに後記 14 の問合せ先に質問書(別添参照)を電子メール(エクセルファイル)により提出すること。口頭又は電話による質問は受け付けない。質問書に対する回答については、下記質問書回答期限までに当センターホームページに掲載する(質問書の提出がない場合は掲載しない)。

質問書提出期限 令和7年5月22日(木)17時00分 提 出 場 所 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係 質問回答期限 令和7年5月27日(火)17時00分

14 入札手続に関する問合せ先

日本司法支援センター本部 総務部財務会計課第二係(木村)

電 話 番 号 : 050-3381-1573 F A X 番 号 : 03-5358-1058

E-mail: keiyaku@houterasu.or.jp

※メールの表題は下記のようなタイトルにして送付すること。 メール表題例

【入札・質問】「RPAに係るシナリオ作成・運用保守等業務及びライセンス 購入一式 仕様書に関する質問について」〇〇社

- 15 その他
 - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金

納付を免除する。

(3) 費用の自己負担

入札者は、契約の有無にかかわらず、入札参加に要する一切の費用を負担する ものとする。

RPA に係るシナリオ作成・運用保守等業務 及びライセンス購入一式 仕様書

令和7年5月 日本司法支援センター

目	次		
第	1	調達件名	. 1
第	2	調達の目的	. 1
第	3	調達内容	. 1
	1	調達範囲	. 1
	2	契約期間	. 1
	3	調達スケジュール	. 2
	4	納入成果物及び納入期限	. 3
	5	納入方法	. 4
	6	納入場所	. 5
第	4	システム稼働環境	. 5
第	5	業務要件及び自動化する業務の範囲	. 6
第	6	作業内容	. 7
	1	動作環境構築業務	. 7
	2	既存シナリオの検証・改修・テスト・移行・改善業務	. 7
	3	新規シナリオの設計・開発・改修・テスト・移行業務	. 8
第	7	運用保守作業	. 8
	1	基本要件	. 8
	2	運用保守作業の内容	. 8
第	8	作業の実施に当たっての遵守事項	. 9
第	9	納入成果物の取扱いに関する事項	10
	1	知的財産権	10
	2	契約不適合責任	10
	3	検査	11
第	10	入札参加資格に関する事項	11
	1	競争参加資格等	11
	2	公的な資格及び認証等	11
第	11	再委託に関する事項	11
第	12	その他特記事項	12
第	13	応札希望事業者の資料の閲覧に関する事項	12
	1	事業者が閲覧できる資料等	12
	2	閲覧要領	12

別紙1 免除業務フロー図

別紙2 償還方法変更入力フロー図

第1 調達件名

RPA に係るシナリオ作成・運用保守等業務及びライセンス購入一式

第2 調達の目的

日本司法支援センター(以下「センター」という。)では、総合法律支援法(平成 16 年法律第 74 号)第 30 条第 1 項第 2 号に基づき、民事法律扶助業務を行っている。

民事法律扶助業務においては、利用者等から受領した書面等をもとに、センターの基幹業務システムである「業務統合管理システム」に情報を入力するなどして、業務管理を行っている。

令和5年度からは、業務効率化の観点からシステム入力作業について、RPAソフトであるWinActorを利用して、業務統合管理システムに自動入力できるようシナリオを開発し保守を行ってきた。センターが従前利用していたWinActor(ver.7)3ライセンスについて、令和7年4月14日にライセンス利用期間が満了となったため、本調達において、新たにライセンスを購入するとともに、従前開発したシナリオ(以下「既存シナリオ」という。)の改修等及び業務統合管理システムへの自動入力の可能な業務を拡大するための新規シナリオの開発等並びに運用保守を委託するものである。

あわせて、クライアント環境について、令和7年9月を目途に、OSがWindows10からWindows11へ変更となるため、この環境変更における影響を調査し、必要な改修を行うことも本調達の一部とする。

第3 調達内容

1 調達範囲

本調達の範囲は以下のとおりとする。各役務の詳細については、「第6 作業内容」及び「第7 運用保守作業」を参照すること。

(1) WinActor (ver. 7) ライセンスの購入

ライセンスの数:5ライセンス

ライセンスの種類:ノードロック版

ライセンスの種別:フル機能版

- (2) 動作環境構築業務
- (3) 既存シナリオの検証・改修・テスト・移行・改善業務
- (4) 新規シナリオの設計・開発・テスト業務
- (5) 運用保守作業

※クライアント環境変更に伴う影響調査・改修・テスト・移行業務を含む。

2 契約期間

契約締結日から令和8年6月19日まで

- (1) ライセンス利用期間
 - 令和7年6月20日から令和8年6月19日まで
- (2) 動作環境構築業務及び既存シナリオの検証・改修・テスト・移行業務

契約締結日から令和7年9月中旬(契約締結後、センターが指定した日)まで

- (3) 既存シナリオの一次改善業務 契約締結日から令和7年9月30日まで
- (4) 新規シナリオの設計・開発・テスト業務 契約締結日から令和7年8月31日まで
- (5) 運用保守期間

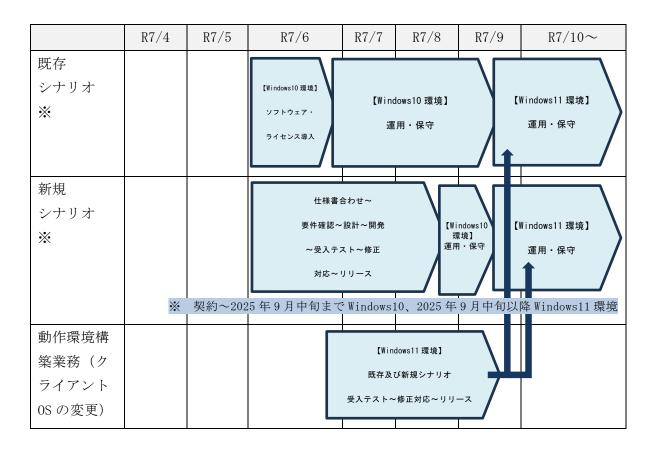
ライセンス利用期間と同じ

なお、ライセンス及び運用保守については、1か月又は1年単位で契約更新ができる ものとし、契約更新に当たっては、センター及び受注者とで協議を行うものとする。

3 調達スケジュール

本調達における想定スケジュールは以下のとおりである。

受注者は、既存シナリオについては令和7年6月20日から、新規シナリオについては令和7年9月1日から運用を開始できるよう留意すること。また、クライアント0Sの変更は、令和7年9月を予定している。



4 納入成果物及び納入期限

納入成果物及び納入期限について以下に示す。

表 3-1 納入成果物及び納入期限

No	納入成果物	内容	納入期限
1	作業実施計画書	本調達の実施に係る全体スケ	契約締結日から5日
		ジュール、作業体制、役務分担	以内
		等を記載したもの。	
2	ソフトウェア	インストールメディア(製品	令和7年6月20日
	(WinActor (ver.7))	マニュアルを含む。)	
3	ライセンス証明書等	メーカーから発行されるライ	令和7年6月20日
		センス所有を証明する正規の	
		ライセンス証書又はメーカー	
		サイト画面等のライセンス保	
		有が確認できる資料	
4	RPA 既存シナリオ仕様書	第6の2のうち、改善に関す	令和7年7月31日
		る仕様書	
5	RPA 既存シナリオ設計書	第6の2のうち、改善に関す	令和7年8月31日
		る設計書	
6	RPA 既存シナリオテスト実	第6の2に列挙したシナリオ	令和7年8月31日
	施計画書(動作環境構築業	のテスト工程や手順について	
	務及びシナリオに関する報	記載したもの。	
	告を含む。)	for a constitution to a second	A 7. = P 0 P + F 1
7	RPA 既存シナリオテスト結	第6の2に列挙したシナリオ	令和7年9月中旬ま
	果報告書	のテスト結果を記載したも	での期間で、センター
		の。	と協議の上、決定した
8	RPA 既存シナリオ	第6の2に列挙したシナリ	日 令和7年9月30日ま
0	RPA 処什ンプリス	弟もの 2 に列挙したシブリ 才。	での期間で、センター
		A o	と協議の上、決定した
			日日
9	RPA 新規シナリオ仕様書	第6の3に列挙したシナリオ	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	11111111111111111111111111111111111111	についての仕様書。	MAHI TIN 10 H
10	RPA 新規シナリオ設計書	第6の3に列挙したシナリオ	 令和7年7月31日
10		についての設計書。	 MAH 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		TO 2 C V PARI EO	

11	RPA 新規シナリオテスト実	第6の3に列挙したシナリオ	令和7年7月31日
	施計画書(動作環境構築業	のテスト工程や手順について	13/14 1 1/1 01
	務及びシナリオに関する報	記載したもの。	
	告を含む。)		
12	RPA 新規シナリオテスト結	第6の3に列挙したシナリオ	令和7年8月31日ま
	果報告書	のテスト結果を記載したも	での期間で、センター
		の。	と協議の上、決定した
			日
13	RPA 新規シナリオ	第6の3に列挙したシナリオ	令和7年8月31日ま
			での期間で、センター
			と協議の上、決定した
			日
14	作業実施結果報告書(動作	第6に記載の作業の実施結果	作業終了後3日以内
	環境構築業務及びシナリオ	を記載したもの。	
	に関する報告書と重複する		
	事項は除く。)		
15	保守計画書	保守期間における保守体制、	契約締結日から5日
		作業計画等を記載したもの。	以内
16	保守実施結果報告書(第7	保守作業の実施結果を記載し	保守作業実施後3日
	の2の(3)に関する作業を実	たもの。	以内
	施した場合には、当該シナ		
	リオの仕様書に変更事項を		
	記載したものを含む。)		
17	その他	・議事録	会議終了後7日以内
		・打合せ資料	

5 納入方法

- (1) 納入成果物は原則として日本語表記とし、専門用語には必ず説明を付すこと。
- (2) 納入成果物は、電子データにより納入すること。なお、シナリオのデータ形式は、 ums ファイルとする。
- (3) 不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、納入成果物に不正プログラムが混入することのないよう適切に対処すること。
- (4) 納入成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、センターの承認を得ること。
- (5) 納入成果物について変更、修正等の必要が生じた場合は、その都度、速やかに当該変更等を行い、再度納入すること。

6 納入場所

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 日本司法支援センター本部 第一事業部 民事法律扶助課

第4 システム稼働環境

センターでは、シンクライアントシステムを採用している。本調達において導入(更新)する WinActor についても、仮想デスクトップ上で動作する想定であり、具体的な環境について以下のとおり明示する。

受注者は、保守期間を通じて、以下の環境におけるシナリオの動作を保証すること。

表 4-1 システム稼働環境

	<u> </u>							
1	VDI 管理ソフト	VMware Horizon View 8						
2	仮想デスクトップ展開方式	インスタントクローン方式						
		なお、本件のために変更可能な仮想デスクトップは						
		1プール(1マスタ)のみであることに留意するこ						
		と。						
3	仮想デスクトップユーザー	流動割り当て						
	割り当て方式	※ 流動割り当てであるため、ユーザーがログイン						
		する際に、マシンを特定してログインすることは						
		できない。ただし、WinActor が稼働する仮想デス						
		クトップのマスタ(Windows10 環境)には令和7						
		年6月20日に取得するライセンス数と同数の5						
		台のマシンを割り当てる想定である。なお、令和						
		7年4月14日までは同マスタに3台のマシンを						
		割り当て、後記第6の2記載の既存シナリオを運						
		用していた。						
		また、令和7年9月に予定しているクライアン						
		ト OS バージョンアップの検証用(Windows11 検証						
		用)として、上記とは別途マスタを作成し、令和						
		7年3月に仮想デスクトップを5台割り当て済み						
		である。						
		本調達と関連するマスタと仮想デスクトップの						
		詳細については表 4-2 を参照すること。						
4	ユーザーデータ	・各ユーザーのフォルダ及びファイル保存先は、個						
		人用ドライブ (3GB) のみ。						
		・ユーザプロファイル(100MB)は FSLogix にて提						
		供される。						

5	クライアントスペック(参	・仮想 CPU:2 コア					
	考値)	・仮想メモリ:6GB					
		・HDD 容量(システム領域(C:¥)): 100GB					
		※ただしCドライブはグループポリシーによりアク					
		セス不可。					
6	クライアント OS	Windows10 Enterprise 22H2					
		Windows11 Enterprise 23H2					
		※詳細は表 4-2 を参照。					
7	ブラウザ	Microsoft Edge Chromium版					
		Windows10 環境のバージョン:96.0.1054.72					
		Windows11 環境のバージョン:123.0.2420.65(公式					
		ビルド) (64 ビット)					
		※業務統合管理システムを利用者が操作する際に使					
		用するブラウザ。内部システム専用のブラウザと					
		して使用しているためバージョンは固定してい					
		る。					
8	業務統合管理システム	本番用環境と検証用環境が存在し、現状、本番用環					
		境にて RPA が稼働している。本調達のテストや検証					
		のフェーズにおいていずれの環境を使用するかにつ					
		いては、センターが指定する。					

表 4-2 本調達に関連するマスタと仮想デスクトップの割当台数について

			仮想デスクトップの割当台数								
		2025年2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		10月
マイルストーン			[4/15] Win11検証用 仮想デスクトップ 引渡し [4/15] 副会台数変更					【9/1】 新規シナリオ運用 開始		中旬】 アントOS変更 10→11)	
Windows10			3台				5台				
マスタのOS	Windows11			i			5 台		i.	i	

第5 業務要件及び自動化する業務の範囲

本調達に関連する業務とRPAにより自動化を想定している業務の範囲は、別紙1免除業務フロー図のとおりである。

第6 作業内容

1 動作環境構築業務

受注者は、センターから「第4 システム稼働環境」が提供されることを前提として、以下のとおり WinActor (ver. 7)が動作する環境を構築すること。なお、以下に含まれない役務であっても「第4 システム稼働環境」において WinActor (ver. 7)が動作する上で必要な役務は実施すること。

- (1) センターが指定する仮想デスクトップに WinActor ver. 7.5 以上をインストールすること (再インストールが必要な場合)。なお、第4記載のとおり仮想デスクトップの C ドライブには書き込みができない点には十分に留意すること。また、「第4 システム 稼働環境」は、既存シナリオが稼働している本番環境も含まれるため、動作環境構築に当たっては、既存シナリオの運用に影響を与えないよう努めること。
- (2) WinActor の初期設定及び動作確認を行うこと。
- (3) センターが指定する仮想デスクトップに対しライセンスの紐づけを行うこと。
- (4) センターが別途契約している運用事業者が本調達に関連する作業(マスタへのプログラム追加など)を実施する必要がある場合には、実施の可否をセンターに確認の上、実施可能な場合には作業手順書を作成すること。この場合、必要に応じて当該運用事業者との間で調整を行うこと。
- (5) 過去の RPA の動作環境構築時においては、Microsoft Edge のウェブドライバが正常に動作しなかったため、原因調査の上、レジストリ値を変更するバッチファイルを動作環境構築事業者において作成し、関連事業者と協議の上、特定のタイミングで当該バッチを実行できるよう対応した。本調達は、センターのシステム稼働環境を前提とした調達であるため、上記のような課題が発生した場合にも、センター及び関連事業者と調整しつつ対応すること。
- (6) 作業はオンサイト(センター本部内)で行うこととし、対応時間は平日 9 時 30 分から 17 時 00 分までとする。

2 既存シナリオの検証・改修・テスト・移行・改善業務

センターでは、現在、WinActor (ver. 7)の環境下で業務統合管理システムに自動的にデータを入力する以下の3つのシナリオを保有している。なお、(1)及び(2)は、単一のシナリオに集約されること (一本化)を想定している。受注者は、以下の3つのシナリオにつき、上記1の動作環境において正常に動作するかを検証、改修 (検証の結果、正常に動作しない場合)、テストを実施した上で、上記1の動作環境にシナリオを移行すること。なお、改修を要する場合には、現行の運用業務に変更が生じないよう努めること。

改善については、(1)(2)のシナリオの一本化、(3)のシナリオにおいて生じるエラーの解消が主要な作業となる。改善作業に当たっては、センターの既存シナリオの運用状況を令和7年7月16日までに把握し、センターの希望を踏まえて改善点をまとめた上で、必要な改善事項を提案し、センターとの合意を形成すること。

上記を前提に、令和7年7月31日までにRPA既存シナリオ仕様書を、同年8月31日までに同設計書をセンターに納入し、改善に係る作業を同年9月30日までに完了するこ

と。(一次改善)

- (1) 口座登録ゆうちょ ゆうちょ銀行口座情報を業務統合管理システムに入力するシナリオ
- (2) 口座登録ゆうちょリトライ用 上記(1)がエラーにより停止した際にリトライを促すシナリオ
- (3) 口座登録銀行登録・リトライ用 ゆうちょ銀行以外の金融機関口座情報を業務統合管理システムに入力及びエラーにより停止した際にリトライを促すシナリオ

3 新規シナリオの設計・開発・改修・テスト・移行業務

以下のシナリオを作成すること。仕様書及び設計書の作成並びに開発をし、テストを実施した上で、上記1の環境で令和7年8月31日までに動作確認をすること。新規シナリオについては令和7年9月1日から運用開始とする。以下の2つのシナリオにつき、上記1の動作環境において正常に動作するかを検証、改修(検証の結果、正常に動作しない場合)、テストを実施した上で、上記1の動作環境にシナリオを移行すること。

- (1) 償還方法変更データを業務統合管理システムに入力するシナリオ (別紙 2 償還方法変更フロー図参照)
- (2) 上記(1)がエラーにより停止した際にリトライをするシナリオ

第7 運用保守作業

1 基本要件

- (1) センターからの運用保守に関する対応依頼は、原則電子メールで行うこととする。
- (2) 運用保守作業はオンサイトによるものとし、原則センター本部において行う。対応時間は平日9時30分から17時00分までとする。

ただし、修正・変更後のシナリオを有効化する作業については、平日 9 時 30 分から 21 時 00 分の間でセンターの指定した時間内に実施すること。

- (3) 運用保守作業は、本契約期間を通じて80時間を上限とする。
- (4) 運用保守作業に従事する者は、WinActor(ver. 7)の機能・動作を熟知している者とすること。

2 運用保守作業の内容

運用保守作業の内容は以下のとおりとする。

- (1) 動作環境の不具合対応
 - RPA の動作環境に不具合が生じた場合の原因調査、障害復旧、関連事業者問合せ対応 (ただし、RPA を動作させるために必要なプログラム部分に限る。)。
- (2) シナリオの不具合対応 本仕様書記載のシナリオの動作に不具合が生じた場合の原因調査、障害復旧。
- (3) シナリオの改善対応

令和7年10月1日以降、一次改善後の本仕様書記載のシナリオについて、新たな改善事項が生じた場合、センターの求めに応じ、シナリオを改善すること。(二次改善)

(4) Windows11 へのバージョンアップ対応

センターでは、令和7年9月を目途に、クライアント環境(「第4 システム稼働環境」参照)で使用する OS を Windows11 Enterprise 23H2 に変更する予定である。受注者は、環境変更後も本仕様書に記載するシナリオを正常に動作させるため、以下の作業を実施すること。なお、以下に列挙されていない作業についても、本仕様書に記載するシナリオを正常に動作させるために必要な作業は本調達の範囲内とする。

- ア Windows11 環境への WinActor のインストール
- イ ライセンス(※)の登録
- ウ シナリオと必要なフォルダ、ファイルの移行
- エ シナリオの検証と必要に応じたシナリオの修正
 - ※本件において調達するライセンスを想定している。なお、検証を実施するに当たり別途ライセンスを調達する必要がある場合には、検証用のライセンスについても本調達の範囲に含まれるものとし、受注者は検証用のライセンスの登録についても実施すること。
- (5) 操作に関するサポート対応 センターからの WinActor (ver. 7) の操作に関する問合せ対応。

第8 作業の実施に当たっての遵守事項

- 1 受注者は、本業務に関してセンターが開示した情報、契約履行過程で生じた提出物(印刷した帳票を含む。)及び本業務を履行する上で知り得た一切の情報(公知のものを除く。)について、どのような場合にもセンターが開示することを認めていない者に開示し、又は漏らしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。また、受注者は、本業務で知り得た情報を他の目的で使用しないこと(本契約終了後も同様とする。)。なお、受注者は、本業務の履行中に入手した情報を第三者に開示することが必要な場合は、あらかじめセンターの承認を得なければならない。
- 2 受注者は、本業務を履行するに当たり、センターから開示を受けた資料、データ、蔵置 媒体、作成を受けたメモや入手した情報等の記録及びその複製等全てを、契約終了時にセ ンターに返却又は確実に廃棄することとし、そのために必要となる措置を講じること。
- 3 受注者は、本業務を履行するに当たり、最新の「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」及びセンターの「情報セキュリティ対策基準」等情報セキュリティ関係規程にのっとり情報を取り扱うこと。
- 4 その他、本業務に関する機密保持について適切な措置を講ずること。
- 5 受注者は、本業務においてセキュリティインシデントが発生した場合の報告・対応手順 を整備すること。
- 6 受注者は、センターの許可なく、取り扱う情報を持ち出し、あるいは複製しないこと。 また、本業務を履行するに当たり、取り扱う情報に意図しない変更が加えられないための 管理体制をとること。
- 7 本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、

直ちにセンターに報告すること。

- 8 本業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、センターが 情報セキュリティ監査の実施を必要と判断し、センターがその実施内容(監査内容、対象 範囲、実施等)を定めて、情報セキュリティ監査を実施する場合は(センターが選定した 事業者による監査を含む。)、真摯に対応すること。
- 9 受注者は、本業務における情報セキュリティ対策の履行状況についてセンターが改善を求めた場合には、センターと協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施すること。
- 10 本業務を海外で行うことは認めない。

第9 納入成果物の取扱いに関する事項

1 知的財産権

- (1) 受注者は、全ての納入成果物が第三者の著作権、特許権その他の知的財産権を侵害していないことを保証すること。また、本調達において第三者の知的財産権又はノウハウを使用・実施する場合、受注者は、その使用・実施に対して一切の責任を負うものとする。
- (2) 納入成果物に関わる知的財産権及び製造者責任について、第三者からの請求を受け、 又は訴訟を提起された場合には、その責めを全て受注者が負うこと。
- (3) 納入成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、受注者は、当該著作物の使用に必要な負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、受注者は当該著作物の内容について事前にセンターの承認を得ることとし、センターは当該著作物について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

2 契約不適合責任

- (1) センターは、納入成果物の引渡し等を受けた後、その内容が本契約の内容に適合しないものであることを発見した時は、受注者に対して、受注者の費用で修補等の追完を請求することができる。ただし、その不適合がセンターの責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することができない。
- (2) センターは、相当と認める期間を定め、受注者に対し前項の催告を行ったにもかかわらず、その追完がないときは、受注者に対して、その不適合の程度に応じて代金の減額請求をすることができる。ただし、次の各号に掲げる場合には、センターは追完の催告をすることなく、受注者に対して直ちに代金の減額請求をすることができる。
 - ア 履行の追完が不能であるとき。
 - イ 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したとき。
 - ウ 契約の性質により、履行期限前に履行しなければ本契約の目的を達することができない場合において、受注者が履行期限までに履行の追完をしないでその期限を経過したとき。
 - エ 上記アからウに掲げる場合のほか、センターが追完の催告をしても受注者が追完する見込みがないことが明らかであるとき。
- (3) センターは、前項の規定にかかわらず、本契約の不適合により損害を被ったときは、

受注者に対して、契約の解除及び損害の賠償を請求することができる。

3 検査

- (1) 受注者は、納入成果物について、納入期限までにセンターに対し内容の説明を実施して検査を受けること。
- (2) 検査の結果、納入成果物に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、設定、交換等を行い、変更点についてセンターに説明を行った上で、センターが指定した日時までに再度納入すること。

第10 入札参加資格に関する事項

本件における入札参加資格については、以下のとおりである。

1 競争参加資格等

- (1) 令和7・8・9年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」又は「役務の提供等」においてA、B、C又はD等級に格付けされた資格を有する者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

2 公的な資格及び認証等

本業務の実施予定法人が、情報セキュリティマネジメントシステム (ISO/IEC27001 (JIS Q 27001)) の認証を受けていること、又はこの認証と同程度の体制が整備されていること。

第 11 再委託に関する事項

1 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件は、以下のとおりとする。

受注者は、本件業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託してはならない。ただし主 たる部分を除く一部について、受注者があらかじめ、再委託先の商号又は名称、住所、再 委託する業務の範囲、再委託する理由、再委託先に係る業務の履行能力、再委託予定金 額、その他センターが求める事項を記載した申請書及び再委託先に係る履行体制図を提出 して再委託の申請を行い、センターが承認した場合はこの限りではない。なお、契約金額 に対する再委託予定金額の割合は、原則2分の1未満とすること。

その場合、受注者は、本契約上受注者に求められる水準と同等の情報セキュリティ水準 を、再委託先においても確保すること。また、受注者は、再委託先が実施する情報セキュ リティ対策及びその実施状況について、センターに報告すること。

受注者は、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

2 承認手続

(1) 本件業務の主たる部分でない一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ上記1に定める事項を記載した申請書及び再委託先に係る履行体制図を

センターに提出し、承認を受けること。

- (2) 上記1による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、上記1と同様に再委託に関する書面をセンターに提出し、承認を受けること。
- 3 再委託先の契約違反等

再委託先において、本仕様書の遵守事項に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受注者が一切の責任を負うとともに、当該再委託先への再委託を中止しなければならない。

第12 その他特記事項

- 1 受注者は、本調達の円滑な運営を図るため、センターと連絡を密にするとともに、本調 達を実施する上で不明な事項が生じた場合は、必ずセンターと協議を行い、合意した内容 に基づき対応を行うものとする。
- 2 受注者は、センターが本契約に基づき、情報の開示又は作業の改善を求めた場合には、 速やかに対応するものとする。
- 3 受注者は、施設設備等の管理及び運用に関し、センターが定める諸規程及びセンターの 指示を遵守するものとする。
- 4 本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたとき又は本調達の内容を変更する必要が生じたときは、センターと受注者で協議し、決定するものとする。
- 5 本仕様書の内容又は解釈等に疑義が生じた場合は、センターと受注者で協議し、決定、 解決するものとする。

第13 応札希望事業者の資料の閲覧に関する事項

1 事業者が閲覧できる資料等

閲覧に供する資料の例を次に示す。

情報セキュリティ関係規程

- ア 日本司法支援センターにおける情報セキュリティ対策の基本方針
- イ 情報セキュリティ対策基準
- ウ 情報取扱要領
- エ 情報システム管理要領
- オ 情報システム取扱要領
- カ 業務委託及びクラウドサービス取扱要領

2 閲覧要領

資料等の閲覧方法は以下のとおりである。閲覧を希望する者は、以下の要領に従って資料を閲覧すること。

(1) 閲覧場所

センター本部 8階 指定場所

(2) 閲覧期間及び時間

令和7年5月15日(木)~令和7年6月3日(火)

 $10:00\sim12:00, 13:00\sim17:00$

(3) 閲覧手続

1事業者について一度限りとする。また、閲覧時間は最大で2時間とし、閲覧人数は最大4名とする。閲覧希望日の1営業日前までに財務会計課担当者宛てに閲覧予約の依頼をすること。また、閲覧日当日までに別記様式「機密保持誓約書」を作成の上、提出すること。

(4) 閲覧時の注意

閲覧にて知り得た内容については、本調達の応札に係る検討及び資料作成並びに受託 後の資料作成以外には使用しないこと。また、本調達に関与しない者等に情報が漏えい しないように留意すること。閲覧資料の複写等による閲覧内容の記録は行わないこと。

(5) 連絡先

日本司法支援センター本部 財務会計課

電話:050-3381-1573

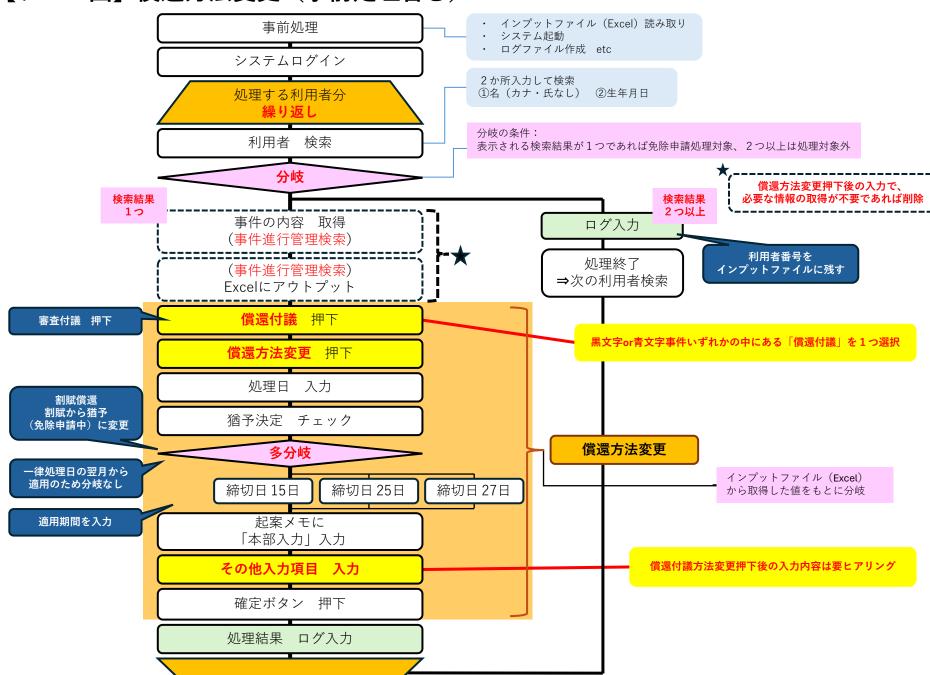
E-mail: keiyaku@houterasu.or.jp

以上

フェーズ	被援助者	法テラス(職員業務)	業務統合システム上の処理	CS上の進捗
免除受付	免除申請書提出 ——	──▶・免除申請書受領		
本部提出				CS未作成
			免除申請入力画面作成 審査付議(償還方法変更画面作成)	→ 未定
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		・本部提出実行	COTFIX	本部提出
一次チェック		・免除要件の充足確認 ・一次チェック実行		▶ 一次チェック
理事長承認		・理事長決裁 ・理事長決裁実行		─▶ 理事長承認
免除決定	免除決定書受領 ◆──	・免除決定実行 ・免除決定書発送		免除決定

※RPA導入希望

【フロー図】償還方法変更(事前処理含む)



質 問 書

件名:「RPAに係るシナリオ作成・運用保守等業務及びライセンス購入一式」

日 付 令和 年 月 日 所在地 会社名 担当者 電 話 FAX E-mail

項番	区分	該当ページ	質 問 事 項	回 答
1	仕様書O(O)	00ページ	「〇〇〇」について ※内容は簡潔にまとめること	

用紙規格:日本産業規格A列4番縦長横書き

エクセルファイルで作成・送付のこと

令和 年 月 日

日本司法支援センター 御中

所在地 会社者 電 FAX E-Mail

機密保持誓約書

当社は、貴センターの「RPA に係るシナリオ作成・運用保守等業務及びライセンス購入一式」に関して、貴センターから閲覧を許可された資料について、以下の事項を厳守します。

- 1 本件調達を受注するための検討以外の目的に利用しないこと。
- 2 社の内外を問わず、本件調達に関わらない第三者に対し、閲覧資料の 内容を提供しないこと。
- 3 社の内外を問わず、本件調達に関わらない第三者に対し、閲覧資料の 内容が漏えいすることのないように措置すること。
- 4 本件調達に関与した者が異動した後においても、機密が保持されるよう措置すること。
- 5 閲覧資料の内容の漏えい等によって機密が侵害され、貴センターに損害を与えた場合には、損害を賠償する責任があることを認めること。
- 6 その他、閲覧資料の機密保持に関して適切な措置を講じること。

以上

履行確約書

日本司法支援センター理事長 殿

当社は、令和7年5月14日付け公告の「RPAに係るシナリオ作成・運用保守等業務及びライセンス購入一式」に係る仕様書等を検討した結果、契約締結に至った場合には、契約事項遵守の上、仕様書記載の業務を確実に履行し得ることを確約いたします。

令和 年 月 日

住 所

会社名

代表者 印

担当者

氏 名

連絡先

※担当者の氏名、連絡先を記載した場合は、代表者の押印省略可

会社名

担当者氏名

(FAX番号)(メールアドレス)

日本司法支援センター

結果 通知書

貴社から提出がありました令和7年5月14日付け公告の「RPAに係るシナリオ作成・運用保守等業務及びライセンス購入一式」に関する入札参加資格の審査結果は、以下のとおりです。

合 格

不合格

東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 日本司法支援センター本部 総務部財務会計課 木村 電話 050-3381-1573

※ 本通知書による合格の連絡を受領した後に、入札書を提出してください。 なお、入札書の提出期限となる時刻と開札時刻とは異なりますので、ご注意ください。 入札書を提出し、開札を欠席する場合は、あらかじめ当センターに連絡してください。 □私

□ 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - (1) 暴力的な要求行為を行う者
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

日本司法支援センター

理事長 殿

令和 年 月 日住所(又は所在地)社名及び代表者名

印

担当者

氏 名

連絡先

(注) 担当者の氏名、連絡先を明記した場合は、代表者の押印省略可

入 札 書

入札物件名 RPAに係るシナリオ作成・運用保守等業務及びライセ ンス購入一式

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	+	円
소										
金										

(数量一式・税抜価格)

上記金額で入札説明書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

令和 年 月 日

日本司法支援センター理事長 殿

所 在 地

会 社 名

代表者氏名 又は 代理人氏名

印

(注)担当者氏名及び連絡先を明記した場合は、押印省略可

担当者

氏 名

連絡先

委 任 状

日本司法支援センター理事長 殿

私は、下記の者を、「RPAに係るシナリオ作成・運用保守等業務及びライセンス購入一式」の契約に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する件
- 2 見積りに関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人選任の件
- 6 上記に付随する一切の件

令和 年 月 日

委任者 所在地

商号又は法人の名称

代表者氏名 印

受 任 者 住所・連絡先

氏 名

(注) 受任者の連絡先を明記した場合は、押印省略可

代理人使用印鑑

委 任 状

日本司法支援センター理事長 殿

私は、下記の者を、「RPA に係るシナリオ作成・運用保守等業務及びライセンス購入一式」の契約に関し、当社の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する件
- 2 見積りに関する件
- 3 契約締結に関する件
- 4 上記に付随する一切の件

令和 年 月 日

委任者 所在地

商号又は法人の名称

代表者氏名

受任者 氏 名

印

復代理人 住所・連絡先氏 名

(注) 復代理人の連絡先を明記した場合は、押印省略可

復代理人 使用印鑑

契 約 書

- 1. 件 名 RPA に係るシナリオ作成・運用保守等業務及びライセンス購入一 式
- 2. 仕 様 別添仕様書のとおり
- 3. 納入・履行場所 別添仕様書のとおり
- 4. 履行期間 別添仕様書のとおり
- 5. 契約金額 金●●●●●円

(うち消費税及び地方消費税相当額●●●●円)(内訳)

別添仕様書第3の1(1)に掲げる業務 ●●●●●円

(うち消費税及び地方消費税相当額●●●●円)

別添仕様書第3の1(2)から(5)に掲げる業務 ●●●●●円

(うち消費税及び地方消費税相当額●●●●円)

頭書の業務について、日本司法支援センター(以下「甲」という。)と●●●●(以下「乙」という。)は、以下のとおり、ライセンス供給契約及び請負契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 本契約は、乙が別添仕様書に基づく業務(以下「本件業務」という。)を行い、甲が契約代金を支払うことを目的とする。

(監督)

- 第2条 甲は、乙による本件業務の遂行状況を監督するため、甲の指定する監督者 その他の者(以下「監督者等」という。)を乙に事前に通知の上、乙の通常営業時 間内に乙の作業場その他の関係場所に派遣することができる。
- 2 乙は、監督者等の職務に協力しなければならない。
- 3 甲又は監督者等は、本契約の目的の達成に重大な影響を及ぼすと判断される事項については、書面で変更又は改善の指示をすることができる。

(検査)

- 第3条 乙は、頭書5に掲げる業務(以下「本件各業務」という。)を完了したとき は、その業務の完了を確認するための甲の検査を受けるものとする。
- 2 甲は、本件各業務が完了した旨の届出があったときは、その日から 10 日以内に 前項の検査を行うものとする。

- 3 乙は、第1項の検査に合格しなかったときは、遅滞なくこれを是正改善して、 甲の検査を受けなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(契約代金の請求及び支払)

- 第4条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、契約代金の支払を請求することができる。乙が消費税法(昭和63年法律第108号)第2条第1項第7号の2に定める適格請求書発行事業者である場合は、同法第57条の4第1項各号に掲げる事項を請求書、納品書その他これらに類する書類に記載しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求があったときは、その請求を受けた日から30日以内に契約代金を乙に支払うものとする。
- 3 甲は、自己の責めに帰すべき事由により前項に定める期間内に契約代金を支払わなかったときは、乙に対して、その支払期限の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年2.5パーセント(本契約期間中に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和24年12月大蔵省告示第991号)において定められた率が改定された場合、改定後の期間に係る率は、改定後の率とする。)の割合で計算した額を遅延利息として支払うものとする。ただし、前項に定める期間内に支払わないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は、前項に定める期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計上しないものとする。
- 4 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、甲は、これを支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(再委託)

- 第5条 乙は、本件業務の全部又は主たる部分を第三者に委託することはできない。
- 2 乙は、本件業務の一部を第三者に委託(以下「再委託」という。)しようとする場合には、甲の定める様式により再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託について、別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。
- 3 乙は、本件業務の一部を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対 し全ての責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件業務の一部を再委託しようとするときは、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託先と約定しなければならない。

(再委託に関する内容の変更)

- 第6条 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式 により再委託変更承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。 (履行体制)
- 第7条 乙は、再委託先から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の 商号又は名称、住所及び委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲の定め る様式により作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに甲に書面により届け出なければならない。ただし、商号若しくは名称又は住所のみの変更の場合は、届出を要しない。
- 3 前項の場合において、甲は本件業務の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(個人情報等の取扱い)

- 第8条 乙は、本件業務に関して、甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及び乙が策定した個人情報保護に関する基本方針等を遵守し、適正に取り扱うこととし、次の各号に従うこと。
 - (1) 乙は、本件業務の履行に際し取り扱う個人情報等に関して、秘密保持及び 適正管理の義務を負うこと。
 - (2) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う場合には、責任者、業務従事者の管理体制、実施体制及び個人情報等の管理状況に係る検査に関する事項等を整備し、その内容を甲に対し書面で報告すること。
 - (3) 乙は、甲から提供された個人情報等を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。
 - (4) 乙は、個人情報等を複製等する場合、あらかじめ書面により甲の承諾を受けること。
 - (5) 乙は、甲から提供された個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体(これらの複製を含む。)について、本件業務の終了後、あらかじめ合意した方法により、速やかに甲に返却し、又は、個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去若しくは廃棄すること。消去又は廃棄した場合には、甲の定める様式により「廃棄等報告書」を提出すること。
 - (6) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う業務(以下「委託業務」という。)を第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規

定する子会社を含む。)に再委託をしようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託承認申請書」を提出し、あらかじめ甲の承認を受けること。

- (7) 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託変更承認申請書」を提出し、甲の承認を受けること。
- (8) 前2号の規定に基づく取扱いについては、再委託先が委託業務を更に再委託しようとする場合についても同様とする。
- (9) 乙は、本件業務を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し 全ての責任を負うものとする。また、本条において、甲が乙に求める個人情 報等の適切な管理のために必要な事項について、本契約書を準用して、再委 託先と約定すること。
- (10) 乙は、乙及び再委託先の個人情報等の管理につき、定期的に検査を行うこと。
- (11) 乙は、本件業務を終了するときは、個人情報等が記録されている媒体を甲に返却することとし、外部への送付又は持出しをしてはならないこと。
- (12) 乙は、本件業務に関して甲から提供された個人情報等及びその他知り得た 個人情報等を当該業務の終了後においても漏えいしないこと。
- (13) 乙は、個人情報等の漏えい等の防止、被害拡大防止等のための適切な措置 を採ることとし、漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を 甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要な措置を講ずること。
- (14) 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、個人情報等の漏えい、 その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた 一切の損害について、賠償の責めを負うこと。
- 2 甲は、必要と認めた場合は、乙又は再委託先の管理体制、実施体制、個人情報等の管理状況等について、乙に対し質問し、資料の提供を求め、乙又は再委託先の事業所等の関係場所において調査をすることができる。
- 3 乙が第1項各号のいずれかに違反したことにより甲に損害が生じたときは、乙 は、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止等)

第9条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生じる権利又は義務の 全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証 協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定 する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合は、この限りでない。 (期限の延長)

- 第10条 乙は、自己の責めに帰することができない事由により、納入期限内に別添 仕様書に定めるライセンス(以下「本件ライセンス」という。)を納入することが できないとき又は履行期限内に本件業務を履行することができないときは、甲に 対して遅滞なく理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合、 延長の可否及び日数は、甲乙が協議して定めるものとする。
- 2 乙の責めに帰すべき事由により、納入期限内に本件ライセンスを納入すること ができないとき又は履行期限内に本件業務を履行することができないときは、甲 は、乙から遅延料を徴して履行期限を延長することができる。
- 3 前項の遅延料は、遅延日数1日につき契約金額(契約締結後に契約金額の変更 があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。)から既納部分に対する契約金 額相当額を控除した額に対して年3.0パーセントの割合で計算した額とする。 (甲の契約解除権等)
- 第11条 甲は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する事由があるときは、本 契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 本件業務の履行に関し、乙又は乙の代理人に不正行為があったとき。
 - (2) 納入期限内に本件ライセンスを納入する見込みのないことが明らかに認められたとき。
 - (3) 履行期限内に本件業務を履行する見込みのないことが明らかに認められたとき。
 - (4) 乙が本契約の条項に違反したとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当するときは、甲は、契約の全部又は一部を解除する か否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を乙に対して 請求できるものとする。乙が甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、 甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をする日までの日数に 応じ、年3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならな い。ただし、乙が支払うべき遅延利息に 100 円未満の端数がある場合にはこれを 切り捨て、遅延利息が 100 円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 3 前項に定める違約金は、損害賠償額の予定又はその一部としないものとする。
- 4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により、本件ライセンスの納入をすること又は 本件業務を履行することが不可能となったときは、本契約を解除することができ る。
- 5 甲及び乙は、第1項又は前項によるほか、双方の合意があったときは、本契約 の全部又は一部を解除することができる。

6 第1項、第4項又は前項の規定により本契約が解除されたときは、甲は、業務 が完了した部分に対し、算出した金額を乙に支払わなければならない。

(損害の賠償)

- 第12条 乙は、債務不履行その他原因のいかんにかかわらず、甲に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。
- 2 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る契約解除)

- 第13条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の 全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。) 第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。以下同じ。)の規定による排除措置命令を行ったとき。
 - (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による 課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条 の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人)が、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第1項若しくは第 95 条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第14条 乙は、本契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約の 全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する 額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を

命じない旨の通知を行ったとき。

- (3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人)について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪に係る有罪判決が確定したとき。
- 2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。
 - (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付命令(同法第7条の3第1項、第2項又は第3項の規定を適用したものに限る。)を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。
- 5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。
- 6 本条の規定は、本件業務の履行が完了した後においても効力を有する。 (属性要件に基づく契約解除)
- 第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者 に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている とき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

- 第16条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為 をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業 務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

(再委託先等に関する確約)

第17条 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者(以下「解除対象者」という。) を再委託先等(再委託先(再委託以降の全ての受託者を含む。)及び乙が当該契約 に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約す る。

(再委託先等に関する契約解除)

- 第18条 乙は、契約後に再委託先等が解除対象者であることが判明したときは、直 ちに当該再委託先等との契約を解除し、又は再委託先等に対し契約を解除させる ようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは 再委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反し て当該再委託先等との契約を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除さ せるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(違約金等)

第19条 甲は、乙が第15条及び第16条の各号のいずれかに該当すると認められる

ときは、本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額の違約金を乙に対して請求できるものとする。

- 2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。
- 3 甲は、第15条、第16条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、 これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
- 4 乙は、甲が第15条、第16条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 5 前項に定める賠償金額は、甲乙協議の上、定めるものとする。
- 6 乙が第1項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は甲に対し、その期限が到来した日の翌日から起算して支払をするまでの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第20条 乙は、自ら又は再委託先等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標 ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下単に「不 当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託先等をして、これ を拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察への通報及 び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

- 第21条 甲は、本件ライセンス又は成果物の引渡しを受けた後、本件ライセンス又は成果物の種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、乙に対して、乙の費用でこれを修補する等の追完を請求することができる。ただし、その不適合が甲の責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することはできない。
- 2 甲は相当と認める期間を定め、乙に対し前項の追完の催告を行ったにもかかわらず、その期間内に追完がないときは、甲は、乙に対してその不適合の程度に応じて契約代金の減額請求をすることができる。

ただし、次の各号に掲げる場合には、甲は追完の催告をすることなく、乙に対して直ちに契約代金の減額請求をすることができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質により、納入期限までに納入又は履行期限までに履行しなければ本契約の目的を達することができない場合において、乙が納入期限又は履

行期限までに履行の追完をしないでその期限を経過したとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が追完の催告をしても乙が追完する見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 甲は、前項の規定にかかわらず、本契約の不適合により損害を被ったときは、 乙に対して、第12条に規定する損害の賠償を請求することができる。
- 4 甲は、前3項の請求をするに当たっては、乙が本契約に不適合なライセンス又は成果物を引き渡した場合において、甲がその不適合を知ったときから1年以内に、乙に対して不適合の内容を通知しなければならない。ただし、契約不適合に係る期間について、別添仕様書に別の定めがある場合は、その定めによる。

(所有権)

第22条 本契約に係る成果物の所有権は、その引渡しにより甲に帰属するものとする。

(知的財産権の帰属等)

- 第23条 本契約により納入される成果物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう。)は、別添仕様書に別の定めがある場合を除き、前条に規定する所有権の移転の時に甲に移転するものとする。
- 2 乙は、別添仕様書に別の定めがある場合を除き、甲及び甲が指定する第三者に 対して、成果物に係る著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を一 切行使しないものとする。
- 3 乙は、成果物の作成に当たり、第三者の特許権、意匠権、著作権等の知的財産 権を利用するときは、その利用に対する一切の責任を負うものとする。
- 4 前項の知的財産権の利用に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、 自己の責任において解決に当たるものとする。
- 5 前項の紛争により甲が損害を被ったときは、乙は、甲に対し、その損害を賠償 するものとする。

(過失責任)

- 第24条 乙は、乙の従業員等の故意又は過失により甲の施設機器等を破損又は紛失 した場合、その損害を賠償する責めを負うものとする。ただし、甲がやむを得な いと認めた場合は、この限りでない。
- 2 乙は、甲の責めに帰することができない事由により乙の従業員等が本件業務遂 行中に被った損害につき、これを補償するものとし、甲は一切の責任を負わない ものとする。

(危険負担)

第25条 甲は、当事者双方の責めに帰することができない事由により、乙が本件業

務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことができる。

2 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことはできない。ただし、乙は自己の 債務を免れたことにより、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

(割合的報酬)

第26条 乙は、甲の責めに帰することができない事由により、本件業務を完了することができなくなった場合又は本契約が本件業務の完了前に解除された場合において、乙が既に履行した業務のうち、可分な部分によって甲がその利益を受けたときは、乙は、甲が受けた利益の割合に応じて契約代金の支払を請求することができる。この場合、乙は、可分な部分について第3条の規定に準じて甲の検査を受けなければならない。

(秘密の保持)

- 第27条 乙は、本契約の遂行上知り得た秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- 2 前項の規定は、本契約が終了した後も有効に存続する。

(契約保証金)

第28条 本契約に関しては、乙は、保証金の納付を要しない。

(管轄裁判所)

第29条 本契約に関する紛争(裁判所の調停手続を含む。)については、東京地方 裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第30条 本契約の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。本契約書に定めのない事項についても、同様とする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和●年●月●日

- 甲 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階 日本司法支援センター 理 事 長 丸 島 俊 介
- 乙 東京都●●区●●町……
 - ●●株式会社

代表取締役 ● ● ●